

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱・現行改正比較表

現 行	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 月当たり給付対象利用者数 <u>令和5年</u>3月1日から<u>令和5年</u>3月30日までの期間において、施設等における各サービスの給付を受けた利用者の延べ人数。</p> <p>ただし、介護保険法に基づくサービス提供を行う通所事業所等において、各サービスの給付を受けた時間が5時間未満の場合は0.5人として計上するものとする。</p> <p>なお、上記期間における数値を使用することが適当でないと認められる場合は、別途他の適当な期間の数値を使用することができるものとし、その期間は月の実日数に関わらず1日から30日までの30日間とする。</p> <p>また、小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスと通いサービスを併せて提供する施設等において、両方のサービスの給付を受けた日は、通所事業所等の利用者数として計上せず、入所施設等の利用者数として計上するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3条 支援金の支給対象となる事業者(以下「支給対象事業者」という。)は、施設等を運営する事業者とする。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる施設等を除く。</p> <p>(1) <u>令和5年</u>11月1日までに運営を開始していないもの。</p> <p>(2) 申請日時点で事業の廃止(届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。)を行っているもの。</p> <p>又は、申請日時点で事業の休止(届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。)を行っており、<u>令和6年</u>3月31日までに再開の見込がないもの。</p>	<p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>(1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) 月当たり給付対象利用者数 <u>令和6年</u>3月1日から<u>令和6年</u>3月30日までの期間において、施設等における各サービスの給付を受けた利用者の延べ人数。</p> <p>ただし、介護保険法に基づくサービス提供を行う通所事業所等において、各サービスの給付を受けた時間が5時間未満の場合は0.5人として計上するものとする。</p> <p>なお、上記期間における数値を使用することが適当でないと認められる場合は、別途他の適当な期間の数値を使用することができるものとし、その期間は月の実日数に関わらず1日から30日までの30日間とする。</p> <p>また、小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスと通いサービスを併せて提供する施設等において、両方のサービスの給付を受けた日は、通所事業所等の利用者数として計上せず、入所施設等の利用者数として計上するものとする。</p> <p>(5) (現行に同じ。)</p> <p>第3条 支援金の支給対象となる事業者(以下「支給対象事業者」という。)は、施設等を運営する事業者とする。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる施設等を除く。</p> <p>(1) <u>令和6年</u>11月1日までに運営を開始していないもの。</p> <p>(2) 申請日時点で事業の廃止(届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。)を行っているもの。</p> <p>又は、申請日時点で事業の休止(届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。)を行っており、<u>令和7年</u>3月31日までに再開の見込がないもの。</p>
<p>(3) <u>令和4年</u>4月1日から<u>令和6年</u>3月31日までの間に、_____</p>	<p>(3) <u>令和4年</u>4月1日から<u>令和7年</u>3月31日までの間に、<u>食費に係る</u></p>

現 行	改 正 後
<p>利用者負担の額を引き上げたもの。 ただし、物価高騰の影響によらない_____利用者負担の額の引上げなど、<u>真にやむを得ない</u>と認められる場合についてはこの限りでない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 令和4年4月1日から申請日までの期間に_____利用者負担の額の引上げ（前項第3号ただし書に定める場合を除く。以下同じ。）を行った支給対象事業者において、申請日までに_____利用者負担の額を令和4年3月31日時点の金額以下に引き下げ、かつ令和5年4月1日以降に利用者から徴収した_____利用者負担のうち引上げ分に相当する額を、<u>令和6年3月31日までの間に</u>利用者へ返還し、又は引下げ後に利用者から徴収する利用者負担と相殺する等により<u>令和5年度中</u>の_____利用者負担の額を据え置く場合については、前項第3号の規定に関わらず、支給対象事業者として取り扱うものとする。</p>	<p>利用者負担の額を引き上げたもの。 ただし、物価高騰の影響によらない<u>食費に係る</u>利用者負担の額の引上げ_____と認められる場合についてはこの限りでない。</p> <p>(4) (現行に同じ。)</p> <p>2 令和4年4月1日から申請日までの期間に<u>食費に係る</u>利用者負担の額の引上げ（前項第3号ただし書に定める場合を除く。以下同じ。）を行った支給対象事業者において、申請日までに<u>食費に係る</u>利用者負担の額を令和4年3月31日時点の金額以下に引き下げ、かつ<u>令和6年4月1</u>日以降に利用者から徴収した<u>食費に係る</u>利用者負担のうち引上げ分に相当する額を、<u>令和7年3月31日までの間に</u>利用者へ返還し、又は引下げ後に利用者から徴収する利用者負担と相殺する等により<u>令和6年度中</u>の<u>食費に係る</u>利用者負担の額を据え置く場合については、前項第3号の規定に関わらず、支給対象事業者として取り扱うものとする。</p>
<p>第4条 支援金の支給対象となる期間は、<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの12か月間</u>とする。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日数（暦日上の日数。以下同じ。）の合計を30で除し、小数第一位を四捨五入した月数を支援対象期間から除くものとする。</p> <p>(1) <u>令和5年4月1日から令和5年11月1日までに</u>事業の開始をした場合 <u>令和5年4月1日から事業開始の前日までの日数</u></p> <p>(2) 申請日から<u>令和6年3月31日までに</u>事業の廃止を行う場合 事業の廃止日の翌日から<u>令和6年3月31日までの日数</u></p> <p>(3) <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までに</u>事業の休止を行う場合 事業の休止を行った日数</p>	<p>第4条 支援金の支給対象となる期間は、<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの12か月間</u>とする。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日数（暦日上の日数。以下同じ。）の合計を30で除し、小数第一位を四捨五入した月数を支援対象期間から除くものとする。</p> <p>(1) <u>令和6年4月1日から令和6年11月1日までに</u>事業の開始をした場合 <u>令和6年4月1日から事業開始の前日までの日数</u></p> <p>(2) 申請日から<u>令和7年3月31日までに</u>事業の廃止を行う場合 事業の廃止日の翌日から<u>令和7年3月31日までの日数</u></p> <p>(3) <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までに</u>事業の休止を行う場合 事業の休止を行った日数</p>

現 行	改 正 後
<p>第5条 支援金の支給対象となる経費は、施設等において、支給対象事業者が物価高騰の影響を受けつつも、サービスの質を維持するために負担した経費とする。</p> <hr/> <hr/>	<p>第5条 支援金の支給対象となる経費は、施設等において、支給対象事業者が物価高騰の影響を受けつつも、サービスの質を維持するために負担した経費とする。</p> <p><u>ただし、令和4年4月1日以降に利用者負担の額の引上げを行っている場合、対象経費は、利用者負担の額の引上げによる支援対象期間中の増収分を控除した後の経費とする。</u></p>
<p>第6条 市長は、支給対象事業者に対し、次のとおり各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、前条の経費に対する支援金を支給するものとする。</p> <p>(1) 入所施設等 次の式により算定された額</p> $\underline{42,000円} \times \frac{\text{月当たり給付対象利用者数(人)} \times \text{支援対象期間(月)}}{30(\text{日}) \times 12(\text{月})}$ <p>(2) 通所事業所等 次の式により算定された額</p> $\underline{14,000円} \times \frac{\text{月当たり給付対象利用者数(人)} \times \text{支援対象期間(月)}}{30(\text{日}) \times 12(\text{月})}$ <p>2 (略)</p>	<p>第6条 市長は、支給対象事業者に対し、次のとおり各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、前条の経費に対する支援金を支給するものとする。</p> <p>(1) 入所施設等 次の式により算定された額</p> $\underline{27,600円} \times \frac{\text{月当たり給付対象利用者数(人)} \times \text{支援対象期間(月)}}{30(\text{日}) \times 12(\text{月})}$ <p>(2) 通所事業所等 次の式により算定された額</p> $\underline{9,200円} \times \frac{\text{月当たり給付対象利用者数(人)} \times \text{支援対象期間(月)}}{30(\text{日}) \times 12(\text{月})}$ <p>2 (現行に同じ。)</p>
<p>第7条 支援金を申請しようとする支給対象事業者は、<u>令和5年</u>11月30日までに、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給申請書兼概算払請求書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第7条 支援金を申請しようとする支給対象事業者は、<u>令和6年</u>11月30日までに、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給申請書兼概算払請求書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (現行に同じ。)</p>

現 行	改 正 後
<p>第9条 支援金の支給に当たっては、規則第6条第1項各号に定める条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請日から令和6年3月31日までの間に、事業の休廃止（届出を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。）を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生ずる場合には、休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、市長に報告しなければならないこと。</p> <p>(3) 第3条第1項第3号ただし書により_____利用者負担の額を引き上げようとする場合には、支給対象事業者は市長に事前協議を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第9条 支援金の支給に当たっては、規則第6条第1項各号に定める条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 申請日から令和7年3月31日までの間に、事業の休廃止（届出を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。）を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生ずる場合には、休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、市長に報告しなければならないこと。</p> <p>(3) 第3条第1項第3号ただし書により食費に係る利用者負担の額を引き上げようとする場合には、支給対象事業者は市長に事前協議を行うこと。</p> <p>(4) (現行に同じ。)</p>
<p>第10条 (略)</p>	<p>第10条 (現行に同じ。)</p>
<p>第11条 支援金の支給決定を受けた者は、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金実績報告書兼精算書（別記様式第3号）を令和6年3月31日までに市長に提出するものとする。</p>	<p>第11条 支援金の支給決定を受けた者は、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金実績報告書兼精算書（別記様式第3号）を令和7年3月31日までに市長に提出するものとする。</p>
<p>第12条～第17条 (略)</p>	<p>第12条～第17条 (現行に同じ。)</p>

現 行		改 正 後	
別表 1 (入所系サービス提供施設等)		別表 1 (入所系サービス提供施設等)	
根拠法令	事業種別	根拠法令	事業種別
(略)	(略)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号)	(略) 介護老人保健施設 (第 8 条第 2 8 項) <u>介護療養型医療施設 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 2 3 年法律第 7 2 号) 第 4 条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 1 8 年法律第 8 3 号) 附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定により、なおその効力を有するものとされた改正前の第 8 条第 2 6 項)</u> 介護医療院 (第 8 条第 2 9 項)	介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号)	(現行に同じ。) 介護老人保健施設 (第 8 条第 2 8 項) <u>(削除)</u> 介護医療院 (第 8 条第 2 9 項)
(略)	(略)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
(略)	(略)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
(略)	(略)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
別表 2 (通所系サービス提供事業所等) (略)		別表 2 (通所系サービス提供事業所等) (現行に同じ。)	

現 行

別記様式第1号 申請書

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金
支給申請書 兼 概算払請求書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

法人名	
所在地	〒
代表者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	

標記について、次のとおり申請します。交付決定された支援金は下記の口座に振り込んでください。

記

1 申請金額 _____ 円

2 月当たり給付対象利用者数 入所 _____ 人 ・ 通所 _____ 人

3 事業の収入及び支出予定

収入科目	摘要(収入)	収入予算額	支出予算額	摘要(支出)	支出科目
支援金		円	円		物価高騰の影響による光熱水費等の経費

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

4 以下の条件を全て満たすことを誓約します。
 (以下、1～3の条件を全て満たす場合、をしてください。条件を全て満たさない場合、請求できません。)

- 1 「6 施設・事業所別申請額一覧」に掲げる全ての施設・事業所の運営を開始しています。
- 2 「6 施設・事業所別申請額一覧」に掲げる全ての施設・事業所について、届出のない事実上のものを含め、休止(令和6年3月31日までに再開の見込がないもの)又は廃止を行っていません。
- 3 支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に利用者負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。)を行うことなくサービスの質を維持するために活用します。食事を提供する施設等においては、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事を提供します。

5 振込先口座

振込先	金融機関名	店舗名	金融機関コード	店番
	口座名義(カナ)	口座番号		
	口座名義	預金種別		

改 正 後

別記様式第1号 (第7条関係)

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金
支給申請書 兼 概算払請求書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

法人名	
所在地	
代表者職氏名	

標記について、次のとおり申請します。交付決定された支援金は下記の口座に振り込んでください。

記

1 申請金額 _____ 円

2 月当たり給付対象利用者数 入所 _____ 人 ・ 通所 _____ 人

3 事業の収入及び支出予定

収入科目	摘要(収入)	収入予算額	支出予算額	摘要(支出)	支出科目
支援金		円	円		物価高騰の影響を受けた経費(実質増加分)

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

4 以下の条件を全て満たすことを誓約します。
 (以下、1～3の条件を全て満たす場合、をしてください。条件を全て満たさない場合、請求できません。)

- 1 「6 施設・事業所別申請額一覧」に掲げる全ての施設・事業所の運営を開始しています。
- 2 「6 施設・事業所別申請額一覧」に掲げる全ての施設・事業所について、届出のない事実上のものを含め、休止(令和7年3月31日までに再開の見込がないもの)又は廃止を行っていません。
- 3 支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に食費に係る利用者負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。)を行うことなくサービスの質を維持するために活用します。食事を提供する施設等においては、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事を提供します。

5 振込先口座

振込先	金融機関名	店舗名	金融機関コード	店番
	口座名義(カナ)	口座番号		
	口座名義	預金種別		

現 行

6 施設・事業所別申請額一覧								
No.	介護保険事業所番号	施設・事業所名	サービス種別	月当たり給付対象利用者数(人)	事業を行っていない期間(月)の合計	区分	申請額(円)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
小計				入所	0人	入所	0円	
				通所	0人	通所	0円	
申請額合計(円)								0円

7 利用者負担一覧表							額の引上げの有無
No.	令和4年3月31日時点の利用者負担額(円/人)			申請日時点の利用者負担額(円/人)			
	食費	光熱水費		食費	光熱水費		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 利用者負担一覧表には、利用者1人当たりの食費や光熱水費について記載してください。また、居住費等の利用者負担がある場合は、あわせて記載してください。
 ※ 料金設定が複数ある場合、一番高い金額のみを記載してください。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活(療養)介護の食費・居住費又は滞在費については、基準額を記載してください。

改 正 後

6 施設・事業所別申請額一覧								
No.	介護保険事業所番号	施設・事業所名	サービス種別	月当たり給付対象利用者数(人)	事業を行っていない期間(月)の合計	区分	申請額(円)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
小計				入所	人	入所	円	
				通所	人	通所	円	
申請額合計(円)								円

※ 食費に係る利用者負担の引上げを行っていない施設・事業所についてのみ、記載すること(要綱第3条第1項第3号及び第3条)

現 行

改 正 後

(削除)

6 施設・事業所別申請額一覧								
No.	介護保険事業所番号	施設・事業所名	サービス種別	月当たり給付対象利用者数(人)	事業を行っていない期間(月)の合計	区分	申請額(円)	備考
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
小計				入所	0人	入所	0円	
				通所	0人	通所	0円	
申請額合計(円)							0円	

7 利用者負担一覧表									
No.	令和4年3月31日時点の利用者負担額(円/人)				申請日時点の利用者負担額(円/人)				額の引上げの有無
	食費	光熱水費			食費	光熱水費			
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

※ 利用者負担一覧表には、利用者1人当たりの食費や光熱水費について記載してください。また、居住費等の利用者負担がある場合は、あわせて記載してください。

※ 料金設定が複数ある場合、一番高い金額のみを記載してください。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活(療養)介護の食費・居住費又は滞在費については、基準額を記載してください。

現 行	改 正 後
<p>別記様式第2号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">広島市指令 第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">広島市長 ()</p> <p style="text-align: center;">広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金 支給決定通知書</p> <p>令和5年 月 日付で申請のあった支援金の支給については、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>1 支給決定額 金 円</p> <p>2 支給の条件</p> <p>(1) この支援金は、要綱第5条に定める経費に充てること。</p> <p>(2) <u>令和6年3月31日</u>までに要綱第11条に定める実績報告を行うこと。</p> <p>(3) 申請日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、事業の休廃止（届出を行わない事実上の休廃止を含む。）を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生ずる場合には、休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、市長に報告しなければならないこと。</p> <p>(4) 申請日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、_____利用者負担の額の引上げ（要綱第3条第1項第3号ただし書の場合を除く。以下同じ。）を行わないこと。 また、令和4年4月1日から申請日までの期間に_____利用者負担の額の引上げを行った支給対象事業者においては、<u>令和5年4月1日</u>以降に利用者から徴収した_____利用者負担のうち引上げ分に相当する額について、<u>令和6年3月31日</u>までの間に、利用者への返還又は引下げ後に利用者から徴収する利用者負担との相殺等を行うこと。</p> <p>(5) 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、本事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(6) この支援金の支給の条件に違反したときは、支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。</p> <p>(7) その他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、広島市補助金等交付規則及び要綱等の規定を遵守すること。</p>	<p>別記様式第2号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">広島市指令 第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">広島市長 ()</p> <p style="text-align: center;">広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金 支給決定通知書</p> <p>令和6年 月 日付で申請のあった支援金の支給については、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>1 支給決定額 金 円</p> <p>2 支給の条件</p> <p>(1) この支援金は、要綱第5条に定める経費に充てること。</p> <p>(2) <u>令和7年3月31日</u>までに要綱第11条に定める実績報告を行うこと。</p> <p>(3) 申請日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、事業の休廃止（届出を行わない事実上の休廃止を含む。）を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生ずる場合には、休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、市長に報告しなければならないこと。</p> <p>(4) 申請日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、<u>食費に係る</u>利用者負担の額の引上げ（要綱第3条第1項第3号ただし書の場合を除く。以下同じ。）を行わないこと。 また、令和4年4月1日から申請日までの期間に<u>食費に係る</u>利用者負担の額の引上げを行った支給対象事業者においては、<u>令和6年4月1日</u>以降に利用者から徴収した<u>食費に係る</u>利用者負担のうち引上げ分に相当する額について、<u>令和7年3月31日</u>までの間に、利用者への返還又は引下げ後に利用者から徴収する利用者負担との相殺等を行うこと。</p> <p>(5) 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、本事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(6) この支援金の支給の条件に違反したときは、支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。</p> <p>(7) その他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、広島市補助金等交付規則及び要綱等の規定を遵守すること。</p>

現 行

別記様式第3号 実績報告書

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金
実績報告書 兼 精算書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

法人名	
〒	
所在地	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	

標記の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。

記

1	精算額	受領済額		円			
		精算額		円			
		差引(返納)額		円			
2	事業の収入及び支出	収入科目	摘要(収入)	収入決算額	支出決算額	摘要(支出)	支出科目
		支援金		円	円		物価高騰の影響による光熱水費等の経費

(注) 支援金の全額を対象経費に充当しなかった場合は、「支出決算額」には別記様式第1号(申請書)の「3 事業の収入及び支出予定」に記載した「支出予算額」ではなく、実際に支援金を充当した額を記載し、また、その額を「1 精算額」の「精算額」にも記載すること。

- 3 以下のとおり実施したことを申し立てます。
- (以下1~3の項目を全て満たす場合、をしてください。がない場合、支援金の返還を求める場合があります。)
- 1 支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に利用者負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。以下同じ。)を行うことなくサービスの質を維持するために活用しました。
- 2 令和5年4月1日から実績報告の日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A14・17参照)を行いました。
- 3 令和6年3月31日までの間に、利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A14・17参照)を行います。なお、支援金の返還については市長の指示に従います。

改 正 後

別記様式第3号 (第11条関係)

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金
実績報告書 兼 精算書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

法人名	
所在地	
代表者職氏名	

標記の支援金に係る事業実績について、次のとおり報告します。

記

1	精算額	受領済額		円			
		精算額		円			
		差引(返納)額		円			
2	事業の収入及び支出	収入科目	摘要(収入)	収入決算額	支出決算額	摘要(支出)	支出科目
		支援金		円	円		物価高騰の影響を受けた経費(実質増加分)

(注) 支援金の全額を対象経費に充当しなかった場合は、「支出決算額」には別記様式第1号(申請書)の「3 事業の収入及び支出予定」に記載した「支出予算額」ではなく、実際に支援金を充当した額を記載し、また、その額を「1 精算額」の「精算額」にも記載すること。

- 3 以下のとおり実施したことを申し立てます。
- (以下1~3の項目を全て満たす場合、をしてください。がない場合、支援金の返還を求める場合があります。)
- 1 支援金は、各施設・事業所において、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に食費に係る利用者負担の額の引上げ(要綱第3条第1項第3号ただし書・同条第2項の場合を除く。以下同じ。)を行うことなくサービスの質を維持するために活用しました。
- 2 令和6年4月1日から実績報告の日までの間に、事業の休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。)を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生じた場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行いました。
- 3 令和7年3月31日までの間に、食費に係る利用者負担の額の引上げ又は事業の休廃止を行った場合には、要綱第9条第2号に基づき、広島市長に報告(Q&A13・15参照)を行います。なお、支援金の返還については市長の指示に従います。

現 行

4 施設・事業所別精算額一覧								
No.	事業所番号	施設・事業所名	サービス種別	月当たり給付対象利用者数(人)	事業を行っていない期間(月)の合計	区分	精算額(円)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
小計						入所		
精算額合計(円)						通所		

(注)申請時に予定していなかった休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。)を行った場合は、要綱第9条(2)に基づく報告(Q&A14・17参照)を行うとともに、上の表の「事業を行っていない期間(月)の合計」を修正すること。

別記様式第4号(第12条関係) (略)

改 正 後

4 施設・事業所別精算額一覧								
No.	事業所番号	施設・事業所名	サービス種別	事業を行っていない期間(月)の合計	区分	精算額(円)	備考	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
小計						入所		
精算額合計(円)						通所		

(注)申請時に予定していなかった休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。)を行った場合は、要綱第9条(2)に基づく報告(Q&A14・17参照)を行うとともに、上の表の「事業を行っていない期間(月)の合計」を修正すること。

別記様式第4号(第12条関係) (現行に同じ。)